

JAひろしま庄原訪問介護事業所（生活援助訪問サービス事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 ひろしま農業協同組合が開設するJAひろしま庄原訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定生活援助訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定生活援助訪問サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の運営に当たっては、市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 JAひろしま庄原訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島県庄原市西本町二丁目14番1号（ひろしま農業協同組合庄原支店1階）
（出張所）
広島県庄原市東城町川東1346番地（ひろしま農業協同組合東城支店）
広島県庄原市西城町大佐750番地1（ひろしま農業協同組合比婆西城支店）
広島県庄原市口和町永田761番地1（ひろしま農業協同組合口和支店）
広島県庄原市高野町新市715番地2（ひろしま農業協同組合高野支店）
広島県庄原市比和町比和787番地（ひろしま農業協同組合比和支店）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定生活援助訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、必要に応じ個別サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 2.5人以上（常勤換算）
訪問介護員は、計画に基づき指定生活援助訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 上記以外の対応については相談に応じる。
- (4) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料その他費用の額)

第6条 サービスの内容は、次の号のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、庄原市が定める基準とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割負担、2割負担又は3割負担とする。

(1) 生活援助

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1km当たり20円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨について署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、庄原市を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、サービスを提供中に利用者の疾病等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、介護支援専門員に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。又、緊急事態に際した措置を記録する。

(事故発生時の対応方法)

- 第9条 従業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者へ報告する。又、事故の状況及び事故に際した措置を記録する。
- 2 事業所は、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じて損害賠償の対応にあたる。

(苦情処理)

- 第10条 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し必要な措置を講じる。又、苦情に対応した措置を記録する。
- 2 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者又は家族等からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービス提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族等の了解を得る。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、感染症の予防及びまん延を防止するために、次の各号の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備と必要に応じた見直し
- (2) 定期的な委員会の開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）
- (3) 感染防止に関する責任者（事業所管理者及び担当者）の選定
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針の整備と必要に応じた見直し
 - (2) 定期的な委員会の開催及び虐待発生時における臨時の委員会の開催、従業者へ結果の周知（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）
 - (3) 虐待防止に関する責任者（事業所管理者及び担当者）の選定
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 利用者及びその家族等からの通報に対応する体制の整備
 - (6) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及を目的とした研修の定期的な実施
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報する。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第15条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 従業者に対しハラスメント防止要領の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のための必要な措置

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、又は早期に再開するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

（自然災害時における従業者の安全確保）

第17条 事業所は、自然災害時における従業者の安全確保のため、次の各号の処置を講じる。

- (1) 従業者の人命保護を最優先に行動する。
- (2) 業務継続計画に基づき、管理者の指示を仰ぐ。

- (3) 利用者の居住地に警戒レベル4「避難指示」が発令された場合は、状況により自宅への訪問は行わず、電話連絡等により安否確認などの対応を行う。
- (4) 事業所のサービス提供地域の被害状況により、上記以外の場合においても事業の実施・休止について検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次の各号のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年3回
 - (3) その他の研修
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密は保持すべき旨をあらかじめ書面により得る。
 - 4 この規程に定めのない事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、組合長が定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 2 前項にかかわらず、実質的な内容の変更を伴わない第4条に係る従業員の員数変更等については、組合長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

この規程の変更は、令和6年4月1日から適用する。

この規程の変更は、令和6年6月1日から適用する。

この規程の変更は、令和6年8月5日から適用する。